

秋田公立美術大学自動販売機設置場所貸付に関する仕様書

1 目的

秋田公立美術大学施設内に飲料水等自動販売機を設置し運営する業者（以下「設置事業者」という。）と自動販売機設置場所の貸付契約を締結することで、大学財産を有効活用するとともにサービスの向上と地域経済の活性化を図るものである。

2 契約上の条件等

(1) 履行場所および所在地

秋田公立美術大学
秋田市新屋大川町 1 2 番 3 号

(2) 貸付場所および台数

研究棟 2 階 1 台
アトリウム棟 1 階 1 台

(3) 貸付面積

各1.21㎡程度（回収ボックスおよび放熱スペースを含む。）

(4) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(5) 貸付料等

ア 貸付料

大学が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。

貸付料は、別途発行する請求書により年度毎に指定期日までに納入すること。また、すでに納付した貸付料は返還しない。ただし、大学が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

イ 必要経費等

自動販売機の設置等、維持管理、および撤去に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。

電気料の算定方法は、電力供給会社の計算方式による。

ウ 遅延損害金

請求書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 3 % の遅延金を加算して支払うこと。

3 自動販売機の規格、条件

(1) 大きさおよびデザイン

ア 自動販売機の大きさは W1200mm × D800mm × H2000mm 以内とする。

イ 設置場所の周辺環境に配慮したデザイン、外観色等にすること。

ウ 電子マネー対応機種を設置に努めること。

(2) 環境対策

省エネのため「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」ならびに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

4 遵守事項

(1) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡、又は転貸してはならない。

(2) 安全対策

ア 転倒防止のため、「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」(JIS規格)および「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売にあたり必要となる許認可等を受けること。

ウ 防犯のため、硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、盗難防止に努めること。

(3) 使用済み容器の回収

ア 使用済み容器回収分別ボックスを、自動販売機1台に2個の割合で自動販売機脇に設置し、設置事業者の責任で適切に回収および処分すること。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材はプラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積は回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

(ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

ウ 使用済み容器の処理については、容器包装に係る分別収集および再商品化の促進に関する法律(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(4) 自動販売機の設置および管理運営

ア 設置事業者において、商品の在庫管理・補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部・外部および設置場所周辺の清掃などを行う。

- イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
 - ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については設置者の責任において速やかに対応すること。なお、自動販売機本体には故障時の連絡先を明記すること。
 - エ 自動販売機、回収ボックスおよび商品の盗難・破損について、秋田公立美術大学はその責めを負わない。
 - オ 設置事業者は自動販売機、回収ボックスおよび商品が汚損またはき損したときは、速やかに復旧すること。
 - カ 自己都合により機器を撤去又は交換しようとするときは、事前に秋田公立美術大学に通知すること。
- (5) 電子マネー対応機種の設定
- 電子マネー対応機種を設置する場合は次の事項を遵守すること。
- ア 機器の設置費、通信費および決済手数料を含む諸経費については設置事業者の負担とする。
 - イ 機器の保守点検等を随時行い、機器の故障およびトラブル発生時には迅速に対応すること。
- (6) 売上実績等の報告
- ア 自動販売機の売上実績を毎年度毎に取りまとめ、各年度最終月の翌月の月末までに報告すること。また、大学が必要としたときは、随時対象月の売上実績を報告すること。
 - イ 大学が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。
- (7) 原状回復
- 設置事業者は貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、大学が指定する期日までに原状回復すること。

5 販売商品の種類等

- (1) 種類 酒類(またはその類似品)を除く飲料とする。
- (2) 価格 メーカー希望小売価格以下とする。

6 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、大学が指定する期日までに以下の書類を提出すること。また、以下の書類を提出後、具体的な条件等について協議のうえ「貸付契約書」を締結する。

- (1) 財産借受申込書
- (2) 設置場所の位置図

- (3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が分かるもの）
電子マネー対応機種を設置する事業者はその仕様書を提出すること。